一　地域再生計画の作成主体の名称　三条市
二　地域再生計画の名称　若年層の転出抑制・転入促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三条市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百四十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　上越市
二　地域再生計画の名称　雪室・利雪による地域産業イノベーション
三　地域再生計画の区域の範囲　上越市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐渡市
二　地域再生計画の名称　～住んでよし　訪れてよし　佐渡～　佐渡版ＤＭＯを核とした地域づくり事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　佐渡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山市
二　地域再生計画の名称　交通空間の利活用交流推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　富山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　砺波市
二　地域再生計画の名称　本物を魅せる！！となみチューリップ販路拡大推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　砺波市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大野市
二　地域再生計画の名称　結の故郷まちの賑わい創出プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　大野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　あわら市
二　地域再生計画の名称　大切な人を幸せにするまち～あわら計画
三　地域再生計画の区域の範囲　あわら市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県
二　地域再生計画の名称　やまなしＤＭＯ連携観光推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百八十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県
二　地域再生計画の名称　新「やまなしブランド」発掘育成推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三